本山製作所の不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年十二月一日

衆

議

院

議

長

前

尾

繁

三

郎

殿

者 日 野 吉

夫

提

出

\_-

## 本 Ш 製 作 所 $\mathcal{O}$ 不 当 労 働 行 為 に 関 す る 質 間 主 意 書

宮 城 県  $\mathcal{O}$ 金 属 機 械 産 業  $\mathcal{O}$ 中 で 重 要 な 位置 を 占 め、 自 動 調 節 弁等 バ ル ブ 工 業の 中 で 定  $\mathcal{O}$ 役 割 を

Ł **つ** 7 1 る 仙 台 市  $\mathcal{O}$ 本 Щ 製 作 所 は、 去 一る昭 和四 十七 年五月二十日 「 特 別 防 衛 保 障 株式 会社」  $\mathcal{O}$ ガ 1

傷 者 を 発 生さ せ て 1 る。 ک  $\mathcal{O}$ 中 に は 現 地 視 察 中  $\mathcal{O}$ 社 会 党 県会 議 員 に 対 す る 全治 か 月 0 暴 行 ŧ 含

まれている。

K

7

ン

を

導

入

し 十

数

名

 $\mathcal{O}$ 

負

傷

者

を

発生

させ

て

以

来、

今

日

ま

で

お

よそ

延べ

七

百

五.

+

名

に

 $\mathcal{O}$ 

ぼ

る

重

軽

本 Щ 製 作 所 は こう L た 暴 力 ガ ] ド 7 ン、 会 社 職 制 5  $\mathcal{O}$ 暴 力 行 為 、 差 别 行 為、 組 合 員 切 崩 L な

 $\mathcal{O}$ 不 当 労 働 行 為、 賃 金 不 払 な びどを は ľ め と す る 違 法 行 為 を 続 け、 労 働 組 合 へ 全 玉 金 属 労 組 本 Ш 製

作 所 支 部  $\mathcal{O}$ 壊 滅 لح 労 働 者  $\mathcal{O}$ 基 本 的 権 利  $\mathcal{O}$ 侵 害 は < 奪 を 進  $\Diamond$ 7 1 る。 重大 なこと は ک れ 5 暴 力 を

中 心 とした不当労働行為、 不 法行為 が 司 法 機関、 行政 機関等の決定、 命 令 、 行政: 指 導 を全く 、無視、

分 た 拒 決 直 否 定 後 L を下 に て 仙 行 台 L わ たに 地 れ 方 て 裁 ζ`\ ŧ 判 か ることであ 所 か は、 わ 5 会社 ず、 る。 職 **今** 日 制 す なら まで な わ び 暴力で組合活動を封殺し、 ち、 に ガ 昨 ] 年 五 ド マン 月二十 · 等 に 九 ょ 日 る 前 組 記 組 暴 合 合員 力 活 ガ 動  $\widehat{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 中 F 妨 に 害 7 多 ン 排 数 が 除 導  $\mathcal{O}$ 負 入  $\mathcal{O}$ 傷 さ 仮 者 れ 処

を

発生させ

て

V

る。

公然と さくで特 警 施 S 所 宮 備 城 は れ 行 県 課 違 た 拒 + 地方 社 否 法 会党 な を し、 労働 先 月 設 更に、 県 制 置 \_\_\_ 会 委 し、 日) 的 員 議 • ک 会が 員 攻  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 撃 層 直 特 昨年六 対 公然 的 前 す 别 口 所とも申すべきところで暴 る 防 + ツ たる暴 月、 集 衛 クア 月二十三日 寸 保 七月、 暴行 障 ウト 力行 株 式 を行 為 (昨年十二月十二日) 会社 八月と三度にわたり行つた を拡 に V ; 前 などを 大するとい 記 今年七月二十六日以 ガ 1 取 F 締 7 ŋ う ン 目標とし 脱 を 0) 本 法 あ Щ ٢, 違 製 「ガー て制定さ 降 作 法 世 は 行 所 論 前 ド 為  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7 記 社 を 批 れた 下で就労させよ ン 組 行 員 難 退 合 に 0 12 「警備 去 員 デ 7 対 を L 1 ツ 勧告を 金 る。 チ 本 業法 網 あ Щ げ لح 既 製

作

别

に

囲

つ

た

強

制

収

容

力ガ

K

7

ン

0

監

視

0

に

 $\mathcal{O}$ 

うとしている。

経 急 撤 日 営 に 去 今 12 者 そ 至 命 年 令  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 0 社 を て 対 月 会 策 下 + 1 的 六 と る。 実 責 た 日 任 効 本 が 付 が Ш 会 で  $\bigcirc$ 义 製 宮 放 社 棄、 5 作 は 城  $\sum_{}$ 県 所 れ 反 な  $\mathcal{O}$ れ 地 ک 社 け Ł 方 会 れ れ 拒 労 的 5 ば 否 働 不 行 な 委 当 更 員 為 5 労 に な に 会 対 働 は 中 1 央 L 行 ک て 為 労 ガ 厳 れ 働 L 5 不 委 ド < 不 法 員 7 糾 当 行 会 ン 弾 労 為  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح 働 は 初 存 是 行 重 審 在 正 大 為 自 命 と な 令 が 体 行 社 寸 履 が 結 会 行 わ 不 問 権 当 れ 勧 題 告 る 労 争 と を 必 働 要 な 議 ŧ 行 が 権 無 為 **つ** だ あ 7 視  $\mathcal{O}$ 侵 お とし る L 害 7 り 緊 今 7

ら、 為 Щ 製 以 は 早 作 大 上 急 所 き  $\mathcal{O}$ な な ごとく に 解 社 対 決 会 す 今 を る 的 求 怒 間 B 8 題 ŋ 全 る لح と 玉 抗 た な 金 8 議 0 属 次 7  $\mathcal{O}$ 労 声  $\mathcal{O}$ お 組 事 り、 は 本 項 日 Ш に 全 Þ 製 0 拡 玉 作 1 大  $\mathcal{O}$ 所 7 労 L 支 政 働 部 府 者 全 に  $\mathcal{O}$ が 玉 対 見 早 労 す 働 急 解 る 者 を な 会 伺  $\mathcal{O}$ る 社 1 声 解  $\mathcal{O}$ と た 決 暴 を 1 な 力 求 0 管 7  $\Diamond$ 理 て 1 を る 1 中 る  $\mathcal{O}$ 心 が 現 と 現 状 す 状 で る で あ 不 あ る 法 る 行 か 本

本 Щ 製 作 所  $\mathcal{O}$ ガ ド 7 ン  $\mathcal{O}$ 社 員 化 とその 後 引 続 き行 つ て 7 る各社間  $\mathcal{O}$ ガ ] F 7 ン  $\mathcal{O}$ 移 動 築

本 に 関 Ш 製 Ĺ 作 職 所 業 0 安定 各 家 法 宅 第 捜 兀 査 + を 兀 行 条 \\ \ 違 反 三 であるとして、 月 六 日 衆 議 院 予 今年三 算 委員 月 会 特 第 別 防 分 科 衛 保 会 障 等 株 で 式 斎 会 藤 社 郎 同 警 役 察 員 庁 刑

尽 事 L 局 善 保 安部 処 す 長は う。 」 「できるだけ最 と約束し た が、 短 その 0 時 後具 間 でや 体的 りたい。 な報告 がない と決意を表 ので、 明 どの ような捜 田中 -法務 査 大臣 が 進 t 8 「 最 5 善 れ 7 を

1 る  $\mathcal{O}$ か 明 5 か にさ れ た

地 方 労 働 委員 会 0 命 令 は 労 働 組 合 法 第二十 七 条 第 五. 項 (Z ょ り、 使 用 者 が 中 央 労 働 委 員 会に

再 審 査 申 <u>寸</u> を 行 0 て ŧ, そ  $\mathcal{O}$ 効 力 が 停 止 L な 7) ことを 明 記 L 7 1 る が 本 Щ 製 作 所 が 行 7 7

る

現 実 12 照 5 L 7 地 方 労 働 委 員 会 命 令  $\mathcal{O}$ 効 力 は あ る  $\mathcal{O}$ か 否 カン

三 全 玉 金 属 労 組 本 Ш 製 作 所 支 部  $\mathcal{O}$ 組 合 員 等 は 今 年  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 月 違 法 口 ツ ク ア ウ 1 中  $\mathcal{O}$ 賃 金 支 払 ガ 1

賃 金 7 を ン 力 等 ツ  $\mathcal{O}$ } 暴 され 行 12 たこと等につ 関 L 職 制 に 対 ζ`\ L て、 7 抗 労 議 働 を 基 行 準 0 たり、 法第百 匹 負 条 傷 第  $\mathcal{O}$ 二項 治 療 に基 に V づき申告を行 0 たことに 対 **つ** L た。 7 不 これ 当に

F

5 は 明 白 に 同 法 第 + 兀 条 違 反 だ か 5 で あ る

当 とく 理 クア + 1 六 項 性 仙 由 が ウ 台 に 日 が 違 金 1 明 労 同 別 付 法 網 法 棟 期 宮 5 判 働 間 城 定 基 第 か 金 別 中 県 が 網 に 三 準 棟  $\mathcal{O}$ 地 な で 監 条 内 就労」 賃 方 就 れ 督 に れ 労 金 労 ば ば 明 署 支 働 前 請 を は 白 でこたえてい 会 払 三 委 求 記 に 員 社  $\mathcal{O}$ 賃 権 月 違 会 仮 金 が が 反 処  $\mathcal{O}$ 力 発 + 組 分  $\equiv$ ガ 生 て 合 ツ 決定 す に る。 Ì } 1 日 通 ド は る。 る。 文 こ の など 告 違 書 7 ک 法 ま に L ことは で 撤 た、 た で ょ  $\mathcal{O}$ こと り、 明 去 あ 点 三 確 命 り、 に 同 令、 月 は に 関 口 法 な 請 ツ L 第 労 + 政 0 + 求 ク 百 て ア 働 月 権 七 府 兀 十 三 1 者 が ウ  $\mathcal{O}$ 日 条 1 る。 見 発  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 日 生 差 調 が 解 基づき申 す 仙 違 を 別 査 L る 台 か 伺 で で 法 と答 地 1 あ し、 ガ カン り、 方 否 た 立てたこと、 裁 弁 同 K カ 1 会 判  $\mathcal{O}$ 同 L 7 法 社 所 て ン 判 第  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 1 断 違 存 る 百 前 は そ で 法 兀 述 在 れ 匹 き  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 口 を 月 な 不 第 ツ

兀  $\mathcal{O}$ 違 本 法 Щ 行 製 為 作 が 所 指 は 摘 され 仙 台 7 地 7 方 る。 裁 判 今 年 所 九 宮 月 城 + 県 八 地 日 方  $\mathcal{O}$ 労 衆 働 議 委 院 員 会、 社会労働 仙 台 委員 労 働 会に 基 準 お 監 1 督 7 署 加 等 藤 か 労 5 働 数 多 大 臣 <

は、 労 働 基 準 法 違 反、 不 当 労 働 行 為 等 を 行 0 た 者 に 対 L て、 公 共 事 業  $\mathcal{O}$ 発 注 禁 止 指 名 取 消

金 融 税 制 等  $\mathcal{O}$ 間 題 で 速 Þ カ に 対 処 す る 日 答 弁 L 7 1 る が 政 府 と L て、 ک れ 5 を 含 8 本 争 議

を 解 決 す る  $\mathcal{O}$ か 否 か 明 5 か に さ れ た 7

五 本 Ш 製 作 所 間 題 に 0 1 て、 れ で 衆 議 院 参 議 院  $\mathcal{O}$ 各 予 算 委 員 会、 法 務 委 員 会、 社

ま

. 会

労

働

委 員 会 地 方 行 政 委 員 会 等 12 お 1 7 再三、 再 四、 本 Ш 製 作 所  $\mathcal{O}$ 不 当 性 を 追 求 さ れ 労 働 省 は 具

体 的 な 対 策 を 行 う کے 答 弁 を 繰 返 L 行 0 て 1 る が 1 か な る 対 策 を す る  $\mathcal{O}$ か 明 5 か 12 さ れ た 1

六 警 察 当 局 が 労 働 争 議 に 介 入 L な 1  $\mathcal{O}$ は 原 則 で あ る L カン る に、 本 争 議 に 警 察 が 介 入 会社

構 内 に 入 り 違 法 口 ツ ク ア ウ 1 に 対 L 就 労 要 求 行 動 を 行 0 て 1 る 組 合 員 12 威 圧 を 加 え、 実 力 で

妨 害 L たこ لح は 十 月 + 三 日  $\mathcal{O}$ 仙 台 地 方 裁 判 所 決 定 を ま 0 ま で ŧ な < 明 白 な る 過 剰 警 備 で あ

労 使 争 議 に 対 す る介入、 し か t 企 業 側 に た 0 た 介 入 کے 判 断 で きる が 政 府  $\mathcal{O}$ 明 確 な る 見 解 を求

8 た 7